

高松市監査委員告示第 30 号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 29 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	H28	H29.3.31	第8号	意見【重点】	内部統制としての包括外部監査制度の活用等について	P15	総務局		R7.7.14
2	R6	R6.11.29	第33号	指摘	助成金交付に係る適正な事務処理について	P5	健康福祉局	障がい福祉課	R7.7.14
3	R7	R7.6.30	第24号	指摘【重点】	郵便切手類の適正な保管について	P5	創造都市推進局	農林水産課	R7.7.16

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成28年度及び令和7年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成28年度及び令和7年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成28年度の重点取組事項

（3）内部統制（※3）のチェックと提案型の監査

執行機関等の内部統制が有効に機能しているかをチェックし、その整備・充実につなげる。

また、各局に共通して指摘等が繰り返される事務処理誤りの原因究明に努め、必要に応じて、その背景にある、ルールや制度、チェック体制等について、改善の提案を行う。

※3「内部統制」とは、事務処理の適正さを確保するため、各執行機関が、組織の内部ルールや事務処理手順を整備し、自らが管理統制する仕組み、機能のこと。

2 令和7年度の重点取組事項

（2）郵便切手類の管理等について

高松市物品会計規則の規定では、郵便切手類は特に厳重に保管しなければならず、受払票により整理するとともに、受払月報を作成し、会計管理者に提出しなければならないとされている。

また、令和6年10月1日から郵便料金が増加されたことに伴い、差額分の郵便切手を追加購入する必要があるものとする。

そこで、郵便切手類の保管及び在庫管理、受払の事務などが適正に行われているのかという観点から、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／総務局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第8号	告 示 日	平成29年3月31日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	内部統制としての包括外部監査制度の活用等について		
意 見 の 内 容	包括外部監査制度を内部統制の手段として活用するため、監査結果（指摘・意見）の是正について、総務課やコンプライアンス推進課が積極的に関わる体制を構築するとともに、監査結果を本市の行政改革・事務改善の参考とするなど、当該制度のより有効な活用策について、検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P15		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月14日
所 管 課 等	総務局
措 置 結 果	本件意見については、令和元年度に、リスクマネジメント体制の強化について検討した結果、法令等違反や不適正な職務執行による事務の誤りなどのリスクについて、各所属が特定、分析、評価及び対応を行う体制を整備した。 また、包括外部監査結果において明らかにされたリスクに関連する法律上の諸問題については、コンプライアンス推進課の弁護士資格を有する職員が、その是正に向けた所属の対応を支援している。 さらに、6年10月には、総務課において、包括外部監査結果に伴う未措置対応調査を実施し、各所属に未措置事項の措置通知予定時期を設定させるとともに、同年11月から、毎月「フォローアップウィーク」を設定し、未措置事項の進捗管理や個別相談に応じる体制を構築している。 なお、包括外部監査等の結果については、本市の行政改革・事務改善の参考として有効活用しているところであり、第三者・民間視点による指摘・意見の内容を十分に踏まえ、各局において必要な是正を進めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／健康福祉局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第33号	告 示 日	令和6年11月29日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	助成金交付に係る適正な事務処理について		
指 摘 の 内 容	要綱については、現状に即した内容とするよう、速やかに改正を行うとともに、助成金交付に当たっては、要綱に基づき、交付決定者から提出された届出書類等の内容の審査を厳格に行うよう、適切な審査体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P5		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月14日
所 管 課 等	健康福祉局 障がい福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る高松市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱については、条文の整合性を図るための改正を行い、令和6年12月1日に施行した。 また、同助成金に係る業務マニュアルについても、実績報告書等の各種書類が助成金の交付決定者から提出されたものであることの確認や、収支決算書と関係書類の整合性を確認することなどを追記した上で、適正かつ厳格に審査を行うよう、関係職員に周知した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和7年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第24号	告 示 日	令和7年6月30日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	郵便切手類の適正な保管について		
指 摘 の 内 容	郵便切手類については、換金性が高く、現金と同様の管理が求められる物品であることを認識し、高松市物品会計規則に基づき、金庫又は堅牢な容器に格納し、厳重かつ適正に保管されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P5		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月16日
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る郵便切手については、監査結果報告を受けて以降、執務時間終了後は、施錠ができるキャビネットに保管するとともに、朝礼において、本件を課内の全職員に周知し、厳重かつ適正に保管している。